

オランダ
判例速報
2021年
7/8月号

「危険な気候変動の影響からの保護も人権の中に含まれ、企業は人権を尊重しなくてはならない」という国際的コンセンサス等に基づき、民法第 6 卷第 162 条（不法行為）の注意義務の内容を具体化した上で、シェルには **CO2** を削減する義務があるとした事例

（ハーグ地方裁判所 2021 年 5 月 26 日判決¹）

石油メジャーの一つであるものの、一企業に過ぎないシェルがなぜ **CO2** 削減を民事事件で命じられたのか。世界中で報道された判決のロジックの理解の一助になればと思い、ご紹介申し上げます。

当地の民法の規定によりますと、他人に対して不法行為を行った者は、他人が被った損害を賠償する責任を負います²。また、ここにいう「不法行為」とは、①権利の侵害、②法的義務に違反する行為若しくは不作為、又は③成文化されていない社会通念上の規範に違反する行為若しくは不作為を意味します³。そして、成文化されていない注意義務を具体化する際には、個別具体的な事案の全ての事実関係を考慮しなくてはなりません。

本件におきましては、ハーグ地方裁判所は、シェル本社がシェルグループ内外で大きな影響力を有すること、シェルの **CO2** 排出量が大きいこと、危険な気候変動の影響からの保護も人権の中に含まれ、企業は人権を尊重しなくてはならないという国際的コンセンサスが形成されていること、シェル自身も **CO2** 排出がもたらす危険な結果と、オランダ居住者及びワッデン水域周辺の居住者にもたらす気候変動の危険なリスクを長年にわたり認識していたこと等を理由に、シェルには **CO2** を削減する義務があるとししました。その上で、ハーグ地方裁判所は、シェルの現在の気候変動対策に関するポリシーは当該削減義務に相容れないとして、シェルによる当該削減義務違反（すなわちシェルによる不法行為）があったと判示しました。

成文化されていない注意義務を具体化する際には、個別具体の全ての事実関係が考慮されることに鑑みますと、直ちに他の国際企業にも同様の **CO2** 削減義務があるという結論にはならないと思われませんが、裁判官がシェルの注意義務を具体化する上で列挙した考慮点（判決文の段落 4.4.2 参照）は、今後類似の事件で判断する際に参考となると思われれます。以下、判決文中で重要と思われる部分の邦訳となります。見出し番号は、判決文中の段落番号となります。

(...)

<判断理由>

4.1.1 Milleudedefensie（オランダの環境保護団体）らの請求は、オランダ国内に設立された RDS 社（Shell グループ本社）に対するものである。本件で問題となるのは、「RDS において、2030 年末までに、2019 年の水準に比して、Shell グループの経営方針を通じて Shell グループのエネギーポートフォリオ全体の **CO2** を、全ての排出スコープ（スコープ 1 から 3

¹ Rb Den Haag 26 mei 2021, ECLI:NL:RBDHA:2021:5339.

² Art. 6:612 lid 1 BW.

³ Art. 6:612 lid 2 BW.

まで) において削減する義務があるか否か」である。

- 4.1.2 RDS は、パリ協定の目標を実現し、全世界の CO2 排出量を減らすことにより、気候変動に取り組む必要性を認めている。しかし、RDS によると、これらの目標を実現するために必要なエネルギーの変革・移行には、社会全体の協調した努力を必要とする。RDS は、本件請求を認めることに反対している：RDS は、これを認める法的根拠は存在しないと主張する。また、RDS は、本問題は、裁判所によってではなく、立法者及び政治により解決されるべきであると主張する。
- 4.1.3 RDS は、Milieudéfensie らの請求は裁判官に対してその職分を超える決定を要求するものであるため、認められるべきではないとするが、当裁判所はこのような RDS の主張に同意しない。民訴法の規定によると、当裁判所は、Milieudéfensie の請求を判断する義務を負う⁴。すなわち、Milieudéfensie らが主張するような法的義務が RDA にあるのか否か、そしてそれに基づく Milieudéfensie の請求を判断するのは、一義的には当裁判所の役割である。以下に述べる理由の中で、当裁判所は、本件の事実関係、危険な気候変動に関して利用可能な科学、及び「危険な気候変動の影響に対する保護も人権の中に含まれ、企業は人権を尊重しなくてはならない」という国際的コンセンサスに基づき、民法第 6 卷第 162 条の注意義務の内容を検討する。
- 4.1.4 判断するに、RDS には、Shell グループの活動に関する CO2 排出量を、Shell グループの経営方針を通じて 2030 年までに 2019 年比で 45%削減する義務がある。本削減義務は、①Shell グループの全エネルギーポートフォリオ及び②全排出スコープ (Scope 1 から 3 まで) の総計に関するものである。RDS は、それに課せられている義務及び関係する事実関係を考慮した上で、実際にどのように本削減義務を達成するかを自ら決定しなくてはならない。本削減義務は、(単なる努力義務ではなく、) Shell グループの活動に関してある一定の結果を達成する義務である。すなわち、RDS は、Shell グループの CO2 排出量がこの水準まで引き下げられるようにする義務を負う。Shell グループの取引先 (エンドユーザーを含む) に関しては、これは努力義務である。すなわち、RDS には、①Shell グループの取引先の CO2 排出による深刻な結果を取り除くか、又はこれを排除するために必要な手段を講じること、及び②そのような結果を制限するために Shell グループの影響力を行使することが期待される。以下、この RDS の義務を「本件削減義務」という。
- 4.1.5 当裁判所は、以下に本判決の理由を述べる。その順序は次の通りである：4.2 以下では本件の受理可能性を、4.3 以下では適用法を、4.4 以下では本件削減義務を、4.5 以下では RDS がこれまでに定めてきた CO2 削減に関するポリシー等及び本請求の認容可否を、そして 4.6 では結論及び本手続きに関する費用負担に関する判決を述べる。
- (...)
- 4.4.1 本件削減義務は、民法第 6 卷第 162 条の注意義務から生じる。すなわち、成文化されていない社会通念上の規範に違反して振る舞うことは、不法である。当該規範によると、RDS において Shell グループの経営方針を決定する際には、RDS は社会通念上要求される注意義務を考慮しなくてはならない。なお、成文化されていない注意義務を具体化する際には、個別具体的な事案の全ての事実関係を考慮しなくてはならない。
- 4.4.2 当裁判所は、本件で問題となる成文化されていない注意義務を具体化するため、以下の点を考慮する：
- (1) RDS が、Shell グループ内で方針を決定することができる立場にあること、
 - (2) Shell グループの CO2 排出量、
 - (3) CO2 排出がオランダ及びワッデン水域に与える結果、
 - (4) オランダ居住者及びワッデン水域周辺に居住する者の①生存権及び②私的生活並びに家族の生活への尊重を求める権利⁵、
 - (5) 国連のビジネスと人権に関する指導原則、

⁴ 民訴法の規定によると、裁判官は、当事者の請求について判断する義務を負う (art. 23 Rv)。

⁵ 欧州人権条約第 2 条並びに第 8 条、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 6 条及び第 17 条。

- (6) RDS による、Shell グループ及びその取引先の CO2 排出量のコントロール、RDS がこれらに与えることが可能な影響力の大きさ、
- (7) 危険な気候変動を防ぐために必要な対応、
- (8) CO2 排出量削減への道程、
- (9) 危険な気候変動の抑制と、急増する人口に起因する世界的なエネルギー需要の充足という2つの相反する問題、
- (10) 欧州連合域内排出量取引制度及びその他のキャップ・アンド・トレード方式の排出制度、Shell グループが取得している各種許可及び既存の義務、
- (11) 本件削減義務の実効性、
- (12) 各国及び社会の責任、
- (13) RDS 及び Shell グループの負担、
- (14) RDS の本件削減義務の比例性／均衡性（他に代替となる方法はないのか）。

4.4.3 以下、当裁判所において「成文化されていない注意義務」と述べる場合、これは、オランダ国内居住者及びワッデン水域の居住者に関して本規範の下 RDS に期待することが可能なことを意味し、Milieudefensie らが本集団訴訟の中で守ろうとするのは、これらの居住者の利益である (...)

(...)

4.4.14 国連のビジネスと人権に関する指導原則及びその他のソフト・ローたる協定書の内容に鑑みると、「企業において、人権を遵守する義務がある」ということは、国際社会で一般に受け入れられているということができる (...)

4.4.15 企業は、人権を遵守すべきである。これは、企業において、他人の人権の侵害を回避すべきであること、及び企業が関与する人権への悪影響に取り組まなければならないことを意味する (...)

(...)

4.4.20 企業に対しては、企業自身又はその取引先の活動を通じて与えることが考えられる人権分野での事実上の結果及び潜在的なネガティブな結果を一覧表化し、且つそのような結果を予測することが期待される。RDS に対しては、RDS が及ぼすことができる影響力の大きさを問わず、RDS のスコープ 1 から 3 での排出が与えるネガティブな結果を一覧表化し、且つこれを予測することが期待される。この点、RDS はこれを既に行っている (2.5.4 段落参照)。RDS は、①Shell グループによる石油・ガスの探索、生産、生成、マーケティング、購入、販売及び②Shell グループの製品の使用が全世界で大量の CO2 を排出していることを認識しているが、そのような CO2 排出がオランダ国内及びワッデン水域周辺の気候変動に寄与していることに疑いはない (4.4 の(2)参照)。また、RDS は、CO2 排出がもたらす危険な結果と、オランダ居住者及びワッデン水域周辺の居住者にもたらす気候変動の危険なリスクを長年にわたり認識している。さらに、RDS は、Shell グループの CO2 排出量も認識している；そして、RDS は、この点を自ら社会に報告している (2.5.3 参照)。(...)

(...)

4.4.26 Milieudefensie らは、本件削減義務を具体化する上で、これをパリ協定の目標に結び付けている。パリ協定は、締結国を拘束せず、RDS もこれに拘束されない。しかしながら、締結国らは、国家でない利害関係者からの協力を求めている (2.4.7 段落参照)。RDS 又は Shell グループが COP25 にいう「パリ協定の当事者でない利害関係者」に選定することができるか否かは、本問題において議論しなくともよい。締結国らによると、CO2 の削減は、国だけでは実現することができない。他の者もこれに貢献しなくてはならない。2021 年以来、国でない当事者による行動が必要であるとの幅広い国際共通認識が形成されているが、それは、国だけでは気候変動に関する問題に取り組むことができないからである (...)

(...)

- 4.5.2 RDS は、2019 年及び 2020 年に、Shell グループの気候変動対策に関するポリシーを厳格化している (2.5.18 参照)。しかし、Shell グループ内の事業計画はまだ当該ポリシーに従って修正されておらず、将来のポートフォリオ及び計画に関するさらなる説明もなされなくてはならない (2.5.21 参照)。当裁判所の見解としては、RDS が Shell グループのために作成したポリシー等は、漠然として、特定することができず、何ら拘束力を持たない長期的な計画 (2050 年) であると言わざるを得ない。また、これらの計画は全く条件のないものというわけではないが、そこに付せられている免責条項及び注意書きと併せて読むと、あくまでこれらの計画の実現は、国際社会がパリ協定の目標に向けて進む速度に依存する建付けとなっている。さらに、2030 年までの排出削減目標については何も触れられていない (...)。以上のことからすると、RDS の気候変動対策に関するポリシー等は、社会の気候変動の取り組みが遅れる場合には、それに合わせて Shell グループのエネルギー変革を遅らせることができる建付けとなっていると言わざるを得ない。さらに、Milleudéfense らは、現在 RDS にて計画中の新規事業への投資は削減目標に合致していないと主張しているが、この主張に対して RDS は十分に反論していない。RDS によって決定される Shell グループのポリシーによると、Shell グループが行うのは社会における CO2 削減の取り組みの進展をモニターするだけで、この問題に関する先駆者的な役割は、これを各国及びその他の者に担わせようとするものである。この点に関して、RDS は、Shell グループのグループポリシーを通じて積極的に削減義務を実現するという RDS 自身の責任を全く考慮していない。
- 4.5.3 4.5.2 段落より、RDS が策定する Shell グループの気候変動対策に関するポリシーは、本件削減義務と相容れないということができる。従って、当裁判所は、RDS が本件削減義務に違反していると判断する。以上により、当裁判所は、Milleudéfense らの請求を認容する (...)。